



## 医系技官として働く（行政だより）

佐方, 信夫

---

**(Citation)**

神戸大学医学部神緑会学術誌, 22:128-128

**(Issue Date)**

2006-08

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81007946>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81007946>



## 医系技官として働く

厚生労働省保険局医療課 佐方信夫 (平16年卒)

### 1. はじめに

私は2006年4月より厚生労働省に医系技官として入省しました。ちょうど臨床研修必修化の元年(2004年)に卒業しており、卒後は札幌の手稲溪仁会病院にて2年間初期研修を行いました。学生時代に予防医学の先生の元で基礎配属実習を受けて以来、公衆衛生に興味を持つようになり、研究者の道に進むことも考えましたが、実際の施策に携われるという行政に魅力を感じ、このたび入省を決めました。

### 2. 現在の仕事

現在、私は保険局医療課という部署に配属されています。主に診療報酬に関わる業務を行う課であり、今年の4月に平成18年度改定が行われ、リハビリの算定日数上限や療養病床入院基本料の見直しなど多くの改定がなされ、現在はその疑義照会や改定後の検証部会の立ち上げなどが主な業務となっています。また、その他に先進医療・高度先進医療や保険医療材料などに関する業務も担当しています。最近では後期高齢者医療制度の創設についての検討も始まっており、平成20年度からの実施に向けて動き出しているところです。

### 3. 先進医療

このうち私が主に関わっている、先進医療・高度先進医療について、その概要を説明します。

先進的な医療技術と一般の保険診療の調整を図るため、1984年に高度先進医療が創設されました。この制度では先進的な医療技術を申請のあった医療機関と共に会議で承認していくシステムでした。一方、2005年7月から高度先進医療とは別に先進医療制度が導入されています。先進医療制度は届出のあった医療技術について、先進医療専門家会議という場で議論され、医療技術の適否と実施する施設要件を決定するという仕

組みになっております。この制度では、届出から3ヶ月以内にその技術の適否を決めることが定められており、従来の高度先進医療に比べて医療技術の承認が迅速になりました。また、高度先進医療では実施できる医療機関を会議にてそれぞれ承認していましたが(2005年より変更)、先進医療では技術ごとに定められている施設要件を満たせば、地方社会保険事務局に届出をすることで実施が認められるため、従来よりも迅速に新しい医療技術が導入できるようになっています。

先進医療・高度先進医療につきましては、現在一本化への話し合いがされているところです。一方で、使用する機器や薬剤が薬事法上で未承認もしくは適用外であるため、その医療技術が承認されない例が多いという問題があり、先進医療専門家会議でもその対応が議論されています。

### 4. 今後の抱負

私はまだ入省したばかりで、何をすることも勉強の毎日です。臨床とは全く異なる業務内容で、国会対応など中央省庁ならではの仕事もあり、日々新しいことに遭遇しています。また、仕事を始めて間もないにも関わらず、医療従事者、患者団体、医療機器・材料メーカーの方、保険者側の方など様々な人と関わりながら仕事をすることができ、刺激に満ちあふれています。

医学を学び始めてから10年弱になりますが、医学知識だけでなく医療は患者さん主体であるということも学びました。臨床とは異なる医療行政という立場からですが、患者さんのためにできることは多いと考えています。制度や財政面からの仕事に終始せず、患者さんや医療従事者の立場を考えて仕事に励み、日本の医療を変える力になりたいと思っています。